

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービス	イ 訪問型サービス費(独自)( )	1,168	1月につき
A2 1113	訪問型独自サービス・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818
A2 1114	訪問型独自サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051
A2 1115	訪問型独自サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2111	訪問型独自サービス 日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 38 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2113	訪問型独自サービス 日割・初任	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		27
A2 2114	訪問型独自サービス 日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2115	訪問型独自サービス 日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		24
A2 1211	訪問型独自サービス	ロ 訪問型サービス費(独自)( )	2,335	1月につき
A2 1213	訪問型独自サービス・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635
A2 1214	訪問型独自サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102
A2 1215	訪問型独自サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2211	訪問型独自サービス 日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2213	訪問型独自サービス 日割・初任	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		54
A2 2214	訪問型独自サービス 日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2215	訪問型独自サービス 日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		49
A2 1321	訪問型独自サービス	ハ 訪問型サービス費(独自)( )	3,704	1月につき
A2 1323	訪問型独自サービス・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593
A2 1324	訪問型独自サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334
A2 1325	訪問型独自サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2321	訪問型独自サービス 日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2323	訪問型独自サービス 日割・初任	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		85
A2 2324	訪問型独自サービス 日割・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2325	訪問型独自サービス 日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		77
A2 2411	訪問型独自サービス	ニ 訪問型サービス費(独自)( )	266	1回につき
A2 2413	訪問型独自サービス・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 266 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186
A2 2414	訪問型独自サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239
A2 2415	訪問型独自サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2511	訪問型独自サービス		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 270 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2513	訪問型独自サービス・初任	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		189
A2 2514	訪問型独自サービス・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 2515	訪問型独自サービス・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		170
A2 2621	訪問型独自サービス	ヘ 訪問型サービス費(独自)( )	285	1月につき
A2 2623	訪問型独自サービス・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 285 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200
A2 2624	訪問型独自サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257
A2 2625	訪問型独自サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		事業対象者・要支援1・2(20分未満) 165 単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 1413	訪問型独自短時間サービス・初任	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		116
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%
A2 1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		104
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	1月につき
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算( ) 100 単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算		(2) 生活機能向上連携加算( ) 200 単位加算	200
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 137/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算		(2) 介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算		(3) 介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算		(4) 介護職員処遇改善加算( ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算		(5) 介護職員処遇改善加算( ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	

合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。